

特別養護老人ホーム とわの郷 利用料金表 1か月(30日)の概算

要介護	介護保険負担限度	①施設サービス費(月額)	②住居費(月額)	③食費(月額)	④施設利用料 300円(月額) (出納管理費100円 日用品費150円 教養娯楽費50円)	((1)+(2)+(3)+(4))×30日 1ヶ月(30日)あたりの総額 ※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください		
						1割負担	2割負担	3割負担
1	第2段階	670円	820円	390円	300円	65,400円		
	第3段階①		1,310円	650円		87,900円		
	第3段階②		1,310円	1,360円		109,200円		
	第4段階		2,500円	1,600円		152,100円	172,200円	192,300円
2	第2段階	739円	820円	390円	300円	67,470円		
	第3段階①		1,310円	650円		89,970円		
	第3段階②		1,310円	1,360円		111,270円		
	第4段階		2,500円	1,600円		154,170円	176,340円	198,510円
3	第2段階	814円	820円	390円	300円	69,720円		
	第3段階①		1,310円	650円		92,220円		
	第3段階②		1,310円	1,360円		113,520円		
	第4段階		2,500円	1,600円		156,420円	180,840円	205,260円
4	第2段階	885円	820円	390円	300円	71,850円		
	第3段階①		1,310円	650円		94,350円		
	第3段階②		1,310円	1,360円		115,650円		
	第4段階		2,500円	1,600円		158,550円	185,100円	211,650円
5	第2段階	954円	820円	390円	300円	73,920円		
	第3段階①		1,310円	650円		96,420円		
	第3段階②		1,310円	1,360円		117,720円		
	第4段階		2,500円	1,600円		160,620円	189,240円	217,860円

⑤ 各加算【月額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

◇ 施設体制加算

個別機能訓練加算Ⅰ	12円	夜勤職員配置加算Ⅱ2	18円
個別機能訓練加算Ⅱ(月1回)	21円	日常生活継続支援加算2	48円
看護体制加算Ⅰ2	5円	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月1回)	51円
看護体制加算Ⅱ2	9円	精神科医療養指導加算	5円
栄養マネジメント強化加算	12円		

◇ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算	31円	経口移行加算	29円
安全対策体制加算(1回)	21円	経口維持加算Ⅰ(月額)	411円
外泊時費用	253円	経口維持加算Ⅱ(月額)	103円
療養食加算(1回の食事約6円)	19円	口腔衛生管理加算Ⅱ(月額)	113円
若年性認知症利用者受入加算	123円	看取り介護加算Ⅰ1(死亡日以前45日~31日)	74円
退所前訪問相談援助加算(1回)	473円	看取り介護加算Ⅰ2(死亡日以前30日~4日)	148円
退所後訪問相談援助加算(1回)	473円	看取り介護加算Ⅰ3(死亡日前日及び前々日)	699円
退所時相談援助加算(1回)	411円	看取り介護加算Ⅰ4(死亡日)	1,315円
退所前連携加算(1回)	514円	再入所時栄養連携加算(1回)	205円

◇ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×8.3%×10.27円の1割
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数×2.7%×10.27円の1割

特別養護老人ホームの施設サービスを利用した場合の費用の支払い

特別養護老人ホームに入居した場合はサービス費用の1割～3割の自己負担、住居費、食費、施設利用料が自己負担となります。

介護保険負担割合

サービス費は、1割～3割（一定以上所得者）の自己負担となります。
負担割合の要件は下表のとおりとなります。

負担割合	本人の合計所得金額等
1割負担	160万円未満 または 住民税非課税の方。64歳以下の方。生活保護を受給されている方。 2割負担および3割負担の要件にあてはまらない方
2割負担	160万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で280万円以上、2人以上の場合で合計346万円以上ある方
3割負担	220万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で340万円以上、2人以上の場合で合計463万円以上あるかた。

注意「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

介護保険負担限度額認定

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と住居費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入居者介護サービス費）。

ただし、下記の全てを満たす方が食費と住居費の負担限度額を認定されます。

- ① 世帯全員が住民税非課税であること。
- ② 申請者本人と同一の世帯に属さない配偶者も住民税非課税であること。

（配偶者とは、事実上の婚姻関係にある者や本人と同一の世帯に属しない者も含みます。）

利用者負担段階	
第1段階	生活保護受給者・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者
第2段階	住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下 預貯金要件：単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下 預貯金要件：単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超 預貯金要件：単身500万円以下、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記以外の方。住民税課税世帯の方。

年金収入額は、課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金・障害年金）の合計額となります。

※この料金表は概算となります。介護保険の端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

※介護保険法の改正時には変更になる場合があります。